

# ポスター・ビデオセッション

## 社会福祉施設とは何か

—その定義と種類と現状—

日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科

長期履修生 荒井 太郎

### 1. <はじめに>

意識が反映して社会の枠組みとなる。また、社会の枠組が意識に影響を与えていく。現れる現象の背景にある精神の動きに対して敏感でありたいと私は考えている。ケアにおいては動いている交流とは記憶との関係でもある。であれば学習との関係性も深い。また、目の前の事柄とどのように向き合うかという点にもつながる。わが国の福祉の分野における関係法律の成立は、個別分野から成立している一つの福祉の体系を呈するには至っていないのではないか。関係していないというのではないが、制度と制度との間に隙間が生じている、あるいは重複していると思う点について考えたい。これまでの福祉政策は労働政策と別ものとして見方が強かった印象があるが、戦後の「福祉のこころ」としての精神的な枠組みでの課題として浮かび上がるのではないだろうか。なぜ領域を限定した議論しか研究の対象になりえないのか。領域を超えた議論は非現実であるがごとく問題意識そのものが分断されてしまっていることに問題があると私は考えている。私自身は考えがまとまっているわけではないのだが、これからの福祉の枠組みについて考えたいと思っている。

### 2. <研究の目的>

福祉の中心課題は主体的参加であると考えて、そこからアプローチを行う必要があると考えた。つまり、福祉関係者・研究者に向けて専門領域を

超えた社会福祉のあり方についての議論を活発にしていくことが肝要ではないか、そこに一石を投じていく必要があるだろうと考えた。事実を共有し、どのような関係づくりを基礎にした社会を築いていくかについて考えるプロセス、議論のプロセスの場が必要である。互いに学びあうことを基礎にその一歩としての取り組みとして学内学会のポスターセッションに参加した。

### 3. <研究方法>

『意識と本質』（井筒俊彦）の中で示されている「共時的構造化」の方法により、施設の種類、定員、従業者数などから見えてくる社会福祉（施設）の数値としてあらわれる現実から背景となる福祉の意識構造についてもみえてくるのではないかと考えた。社会福祉施設等調査報告（平成19年）から社会福祉施設の種類・施設数及び従業者数から社会福祉施設の現状報告から考える。平成19年社会福祉施設等調査結果（厚生労働大臣官房統計情報部）の調査対象施設・事業所一覧を見ていくと社会福祉施設等は86種類、障害自立支援法による障害福祉サービス事業所15種類合わせて101種類である。カテゴリー分類としては以下のとおりである。

- 生活保護法による保護施設は5種類（救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿所提供施設）あり、302施設の定員は20,460人、従業者数は6,213人。
- 老人福祉法による老人福祉施設等は9種類（養護老人ホーム [一般]、養護老人ホーム [盲]、軽費老人ホーム [A型]、軽費老人ホーム [B型]、軽費老人ホーム [ケアハウス]、老人福祉センター [特A型]、老人福祉センター [A型]、老人福祉センター

[B型] 老人介護支援センター) あり、9,446施設の定員は152,742人、従業者数は50,625人。

- 障害者自立支援法による障害者支援施設等は3種類(障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム)あり、2,233施設の定員は15,508人、従業者数は15,111人。
- 旧身体障害者福祉法による身体障害者更正援護施設は9種類(肢体不自由者更生援護施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場)あり、1,188施設の定員は51,922人、従業者数は26,202人。
- 旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設7種類(知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場)あり、3,873施設の定員は180,020人、従業者数は73,262人。
- 旧精神保健及び精神障害者に関する法律による精神障害者社会復帰施設は6種類(精神障害者訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者授産施設[入所・通所]、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター)あり、935施設の定員は19819人、従業者数は5,172人。
- 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設は8種類(身体障害者福祉センター[A型]、身体障害者福祉センター[B型]、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、展示出版施設、聴覚障害者情報提供施設)の中で障害者更生センターは6施設で定員440人、従業者数107人。
- 売春防止法による婦人保護施設は1種類

(婦人保護施設)あり、49施設の定員は1,492人、従業者数は390人。

- 児童福祉法による児童福祉施設は25種類(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館A型、大型児童館B型、大型児童館C型、その他の児童館、児童遊園)あり、33,524施設の定員は2,192,158人、授業者数は509,719人。
- 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設は2種類(母子福祉センター、母子休養ホーム)の従業者数は266人。
- その他の社会福祉施設等は11種類(授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉施設、へき地保育所、地域福祉センター、老人憩いの家、老人休養ホーム、有料老人ホーム)あり、9,805施設の定員は187,056人、従業者数は73,954人。
- 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所は15種類(居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、共同生活介護事業所自立訓練[機能訓練]事業所、自立訓練[生活訓練]事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援[A型]事業所、就労継続支援[B型]事業所、共同生活援助事業所)あり、37,426の事業所があり、従業者数は127,607人。

#### <考察>

これ以外に平成19年介護サービス施設・事業所

調査結果(厚生労働大臣官房統計情報部)は介護保険法によって老人福祉法の特別養護老人ホームは介護保険法の介護老人福祉施設となり、社会福祉施設等種別の86種には入らない介護保険施設は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が5,892施設、介護老人保健施設が3,435施設、介護療養型医療施設が2,608施設ある。また、「社会福祉事業」に社会福祉法第二条4一の規定から更生保護事業法に規定する更生保護事業は含まれない。しかし、社会福祉法第一条や第五条にある社会福祉を目的とする事業として解釈できるのではないかと考える。民間の更生保護法人が運営する更生保護施設(刑務所出所者等に宿泊場所の提供し、生活指導を行う施設、全国に102施設)で平成21年度は57施設において指定施設につき1名の福祉職員を募集がはじまる。(法務省保護局更生保護振興課更生保護事業係)。社会福祉の深層(核)は一体どこにあるか。そもそも社会福祉という言葉はあるけれど、現状社会から離れてしまっているのではないだろうか。理念として言葉の定義は将来の制度への影響を考えると、現実にある社会福祉の枠組みで行われてきたこれまでの個別の制度にみられる実践と思いがどのような理念で語り継がれてきたのかということも重要であるが、一方で社会福祉(施設)が指し示す既存の社会福祉施設の現状から、社会福祉を点検する試みもこれから必要になるのではないだろうか。

従来の種別ごとの福祉領域だけに限定される研究ではなく、新たな分野としての<福祉法>や<福祉の哲学>からのアプローチとして、ケアを軸として横断的に福祉サービス全体を見渡す視点で社会福祉施設・サービスの現状を施設数・定員・従業者数の数字から論じる試みにも意味があるのではないと感じた。

戦後の日本の社会福祉に関連する法律が成立順に並べると、児童福祉法(昭和22年)、労働災害補償保険法(昭和22年)、身体障害者福祉法(昭和24年)、生活保護法(昭和25年)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年)、社会福祉法(昭和26年)、厚生年金保険法(昭和29年)、

売春防止法(昭和31年)、国民健康保険法(昭和33年)、最低賃金法(昭和34年)、国民年金法(昭和34年)、知的障害者福祉法(昭和35年)、障害者の雇用促進等に関する法律(昭和35年)、児童扶養手当法(昭和36年)、老人福祉法(昭和38年)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年)、障害者基本法(昭和45年)、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年)、雇用保険法(昭和49年)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年)、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年)、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年)、更生保護事業法(平成7年)、介護保険法(平成9年)、精神保健福祉士法(平成9年)男女共同参画社会基本法(平成11年)、任意後見契約に関する法律(平成11年)、後見登記等に関する法律(平成11年)、児童買春、児童ポルノに関わる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年)児童虐待防止等に関する法律(平成12年)、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年)、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年)発達障害者支援法(平成16年)、障害者自立支援法(平成17年)、次世代育成対策推進法(平成17年)、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年)、医療観察法(平成17年)、介護従事者などの人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律(平成20年)などがある。本来であれば、それぞれの社会福祉施設法やこれまで社会福祉施設がどんな役割を果たしてきたかという点についても十分な検討をしなければならないという指摘、それぞれの法令を所管官庁の部局の明示が必要ではないかと助言をいただいたが、それらについては今後の課題としたい。

#### 4. <おわりに>

民主党新政権の成立し、長妻大臣の発言は「障害者自立支援法」の廃止の方向との発言が報道さ

れ、詳細には伝わらずに福祉政策の基軸・方向性が転換するののかも予測がつかない。報道からは、応能負担という部分に議論が集中している印象を受けるが、制度根拠となる「福祉法体系」への位置づけや、「障害者基本計画」（平成15年～24年度）や障害福祉計画（平成18年～23年度）との関係について、どのようになってしまうのだろうか。「障害者自立支援法」の法律そのものを廃止する方針というのは穏やかでないと考える。社会福祉システムが誰もが安心して生きていくこと・生きることの分かち合いを基本とするシステムであれば、障害福祉サービスが応能負担とする必要はあると考える。福祉制度のこれからについて福祉に専門性が求められる一方で、専門家に任せる領域だから市民には関係ないとする理由にはならない。連帯を視野に福祉に参加しようと関心を持つ市民が増えている。福祉マネジメント研究科の学生としても福祉制度への関心は、共同の視点の連帯の理解を深めることにもつながると考えている。拙い発表ですが、ご指導いただけるなら幸いです。

## 児童養護施設児童の家庭復帰に向けて

日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科

2009年卒 板橋 正

### 1 はじめに

児童虐待の件数は、増加傾向にあつて児童虐待防止法ができた2000年（1万7725件）の2倍以上に達している。児童虐待の対応が強化されてからは、早期に子どもの保護対策が整備・拡充し、その結果として、受入れ先の児童養護施設は満床の状況となつて、家庭復帰の困難な子どもが多くなつた。この事実を、筆者は勤務先の児童養護施設で長年に亘つて見聞し、子どもたちの家庭復帰が実現できるように家族援助を児童相談所と共に努力を続けてきた。しかし、家庭の諸事情の理由等で、家庭復帰が思うように行かず、長期間、施設生活を続ける多くの子どもたちが入所しているのである。児童養護施設や児童相談所での退所児童の調査を通して、どのようにして子どもが家庭に復帰しているかを知り、新たな取組みを模索して行く。

### 2 調査の方法

#### (1) 児童養護施設の退所児童の調査について

##### ア 目的

子どもの在所状況、家庭復帰に向けての家庭調整、退所先と生活状況を知る。

##### イ 内容

(イ) 平成17年度から同19年度までの3年間に、退所した子どもを対象とする。

(ロ) 調査項目は、子どもの生活、親の生活、地域の支援、施設の意見とする。

(ハ) 調査方法は、子どもの「育成記録」、「自立支援計画書」から把握できる援助内容を整理し、関係職員に聞き取りを行う。

#### (2) 児童相談所の措置解除児童の調査について

##### ア 目的

児童養護施設を措置解除した子どもの在所